

議案第 1 号

市長の給料及び退職手当の特例に関する条例の制定について

市長の給料及び退職手当の特例に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市長の給料及び退職手当の特例に関する条例

(給料の特例)

第 1 条 この条例の施行の日に在職する市長に限り、令和 4 年 7 月から令和 8 年 4 月までの間における給料の月額、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号。以下「特別職給与等条例」という。）別表第 1 の規定にかかわらず、同表に定める市長の給料の月額から当該額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

2 この条例の施行の日に在職する市長に限り、令和 4 年 1 2 月の期末手当の額は、特別職給与等条例第 3 条第 2 項及び第 3 項、別表第 1 並びに別表第 5 の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から同年 4 月から同年 6 月までの間に支給された給料の合計額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額を減じた額とする。

(退職手当の特例)

第 2 条 この条例の施行の日に在職する市長に限り、同日を含む任期に係る退職手当は、特別職給与等条例第 3 条第 4 項及び第 5 項並びに市川市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和 3 6 年条例第 2 0 号）の規定にかかわらず、

支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年4月21日限り、その効力を失う。

理 由

市政に対する信頼を回復するとともに公正な市政運営に資するため、自らの政治姿勢として、市長の給料を減額するとともに退職手当を支給しないこととする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。